

公益財団法人 長崎県産業振興財団 広報媒体広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人長崎県産業振興財団が所管する広報媒体に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における広報媒体とは、財団広報誌「広報サンテックス」(年2回発行)、財団ホームページ「よかネット長崎」をいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置、規格、枠数及び掲載方法は、財団が別に定める。

(広告の掲載範囲)

第4条 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号)

第2条に該当するもの

(2) 消費者金融に係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) 賭博・ギャンブルに係るもの

(5) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けているもの

(6) その他、広告媒体に掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの

2 広告の内容は、行政広告の公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しないものとする。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 政治性又は宗教性があるもの

(4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(5) 主義主張や個人名を掲載するもの

(6) 青少年の健全育成にとって有害なもの

(7) その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の募集)

第5条 広告の募集は財団が行う

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告原稿の作成に要する経費は広告主の負担とする

2 財団は提出された広告原稿の内容が第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は財団が定める。

2 広告主は、財団が定める手続きに従い、財団に広告掲載料を納入する。

(広告主の責務)

第8条 広告主は広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第9条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団の判断に従うものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、財団が別に定める。